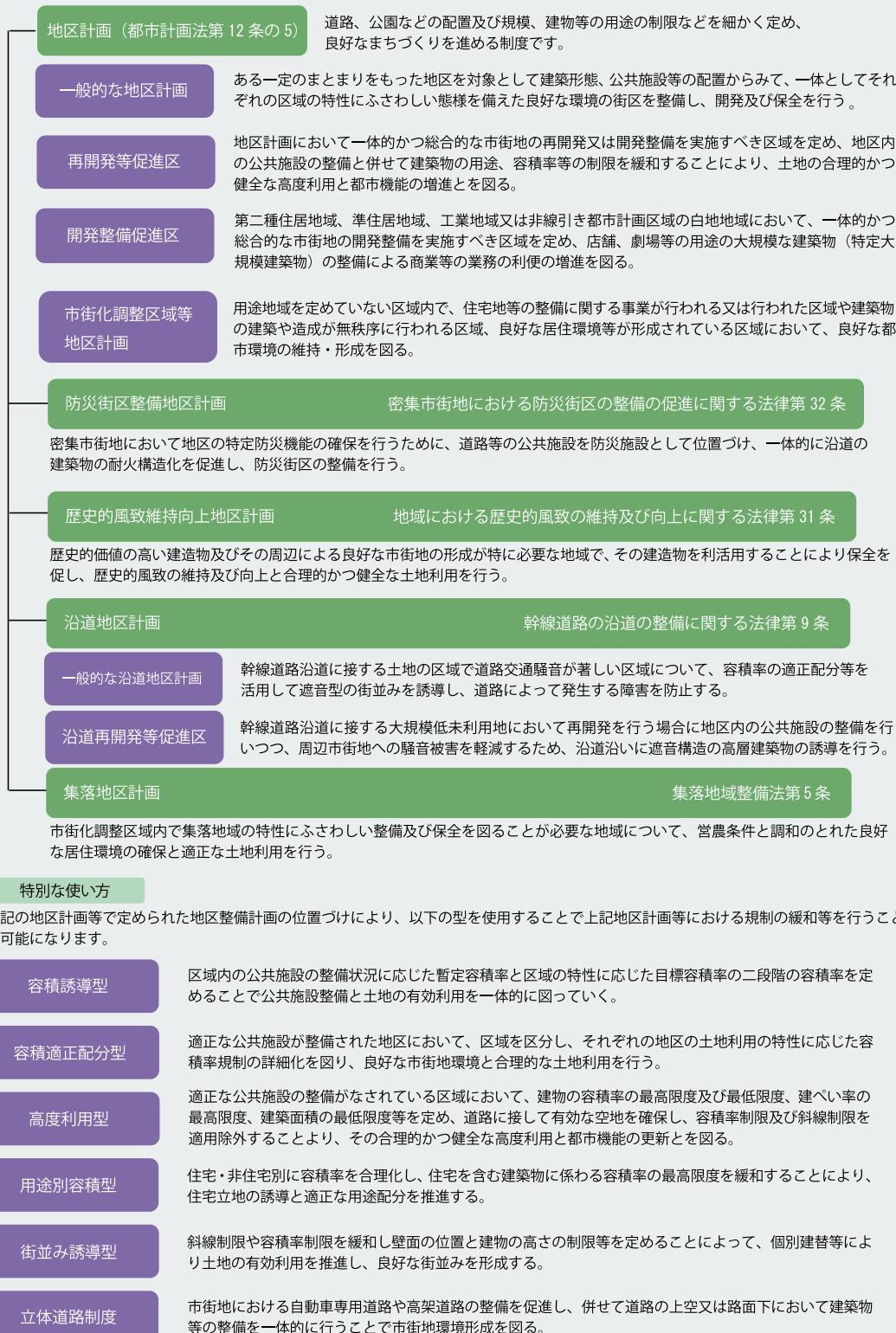


4 地区計画

地区計画は生活に密着した身近な制度で、町丁や街区、あるいは共通した特徴を持つ地域において土地や建物の所有者などの住民が主役となって、話し合い、検討を重ねてその地区の実情に応じた計画をつくる制度です。

地区計画等(都市計画法第12条の4)



以下の表は、都市計画法などの関連法令に基づき、特別な使い方の適用の可否を示したものです。

		誘導容積型	容積適正配分型	高度利用型	用途別容積型	街並み誘導型	立体道路制度
地区計画	一般的な地区計画	○	○	○	○	○	○
	再開発等促進区	○	×	×	○	○	○
	開発整備促進区	○	×	×	×	○	○
	市街化調整区域等 地区計画	○	×	×	×	○	×
防災街区整備地区計画		○	○	×	○	○	×
沿道地区 計画	一般的な沿道地区 計画	○	○	○	○	○	×
	沿道再開発等促進 区	○	×	×	○	○	×
集落地区計画		×	×	×	×	×	×
歴史的風致維持向上地区計画		×	×	×	×	○	×

■ 地区計画が適用される区域

1 用途地域が定められている土地の区域

2 用途地域が定められていない土地の区域で次の①から③のいずれかの区域

- ① 市街地開発事業等が行われる、又は行われた土地の区域
- ② 開発が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる土地の区域で、公共施設の整備状況や土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの
- ③ 現に良好な街区の環境が形成されている土地の区域

■ 地区計画の構成

地区計画の目標　どのような地区のまちづくりを進めるか目標を定めます

地区計画の方針　地区計画の目標を実現するための方針を定めます

地区整備計画　まちづくりの内容を具体的に定めるものであり、「地区計画の方針」に従って、地区計画区域の全部又は一部に、道路、公園、広場などの配置や建築物等に関する制限などを詳しく定めます

■ 地区整備計画で定める内容

1 地区施設の配置及び規模

道路、公園、緑地、広場などを地区施設として定めて確保します

2 建築物やその他の敷地などの制限に関する事

- ① 建築物等の用途の制限
建物の使い方を制限し、用途の混在を防ぎます
- ② 容積率の最高限度又は最低限度
容積率を制限又は緩和し、周囲と調和した土地の有効利用を進めます
- ③ 建ぺい率の最高限度
庭やオープンスペースが十分にとれたゆとりのある街並みをつくります
- ④ 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度
狭小な敷地による居住環境の悪化を防止、あるいは、共同化等による土地の高度利用を促進します
- ⑤ 壁面の位置の制限
道路や隣地への圧迫感をやわらげ、良好な外部空間をつくります
- ⑥ 壁面後退区域における工作物の設置の制限
壁面後退区域内で自動販売機等の工作物の設置を制限し、良好な景観とゆとりある外部空間をつくることができます
- ⑦ 建築物等の高さの最高限度又は最低限度
街並みの揃った景観の形成や土地の高度利用を促進します
- ⑧ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
色や仕上げ、建物の形・デザインを統一し、まとまりのある街並みをつくります
- ⑨ 建築物の緑化率の最低限度
敷地内において植栽、花壇、樹木などの緑化を推進することができます
- ⑩ 垣又はさくの構造の制限
垣やさくの材料や形を決めます。生垣にして緑の多い街並みをつくります

3 その他、土地利用の制限

現存する樹林地、草地などの良い環境を守り、壊さないように制限することができます

■地区計画のつくり方

まちづくりスタート

今の環境を守りたい、困ったことが起きたなど、まちづくりの関心が高まりましたら、まちをどのようにつくっていくか、行政と地区の人々がいっしょに考えていきます

地区を調査する

地区的建物や道路の状況などの基礎資料を作成し、地区のまちづくりの課題を検討します

地区計画の素案の作成

「まちづくりの目標」を定め、地区の課題を解決するための具体的なルールを検討し、地区計画の素案を作成します

地区計画案をつくる

検討された地区計画案を縦覧することで公平に意見書を提出する期間を設けます

地区計画決定

地区計画案は都市計画審議会の議を経て、市町村が都市計画決定します。さらに告示されることで届出・勧告制度の規制がかかります

建築条例化

必要に応じて建築基準法に基づく市町村条例を定めることができます。これにより違反した建築物に対して罰則を課することができます

■届出・勧告制度

届出・勧告制度とは、地区整備計画が定められた地区において、土地の区画形質の変更、建築行為等を行う場合にそれを市長に届け出て、その届出に係わる行為の内容が地区整備計画の内容に適合していない場合には、市長が設計の変更等必要な措置を講じるよう勧告する制度です。この届出・勧告制度は強制力を伴わない制度ですが、必要によっては建築基準法に基づく条例によって、強制力を伴った規制を行うこともできます。

■届出が必要な行為

行為	内容の説明
土地の区画形質の変更	切り土や盛り土、区画等の変更をいいます
建築物の建築	「建築物」には家屋はもちろん、車庫、物置、建築物に附属する門や塀などが含まれます 「建築」とは、新築、増改築、移転、修繕などをいいます
工作物の建設	「工作物」とは、垣、柵、塀、門、広告塔、看板などをいいます
建築物、工作物の形態・意匠の変更	建築物の屋根・外壁などで、外から見える部分の形や、材料、色などについての制限が定められている区域内で、これらの変更をすることをいいます
建築物等の用途の変更	用途の制限が定められている区域内で、建築物等の用途の変更をすることをいいます

